

AJU 愛光園だより

～私たちは、誰もが人間としての尊厳が保たれ、安心して共に生きる社会をめざします～



編集者：社会福祉法人 愛光園
本部事務局 愛知県知多郡東浦町緒川東米田33番3
TEL 0562-83-9835 FAX 0562-83-4344
URL <http://www.aikouen.jp/> E-mail honbu@aikouen.jp

第145号

「結ぶ」

障がい福祉事業部長 三宅 和人

知多地域障害者生活支援センターらいふは20周年を迎えました。開所当時は施設支援が主流の中、いち早く地域支援を「普通の暮らし」の実現と捉えた4名のパイオニアからスタートしました。5月の例会ではその歩みを皆さんにご紹介しました。懐かしい写真や思い出話を含め、歴史を振り返ることができました。

いつの頃からか、らいふの封筒には「知多の暮らしを結ぶ～地域生活のススメ運動～」と書かれています。これはらいふを立ち上げた山田優さんがらいふの機関誌に付けられた名称です。「知多の暮らしを結ぶ」とはどのような意味を持つのか、どのような願いが込められているのか、失礼ながら酒席でも話題に上がります。

岩波国語辞典では「結ぶ」を「①つなぎ合わせる、②二つ以上のものをつなぎ、③関係が生ずるようにする、④まとまった状態にする」などと説明してあります。機関紙「ちたくら」第2号では「地域に住む人たちを支えるためには、エリア内に点在する様々な福祉機能をうまく組み合わせしていく必要性を確信する」（要約）と書き綴られていました。

人と人とのつながり、サービスの連携により、知多圏域のどの市町でも同じように暮らしやすくなることを願って付けられたことがうかがえます。



現在、障がい福祉施策では障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み（地域生活支援拠点）を構築することが求められ、各市町の障がい者自立支援協議会で検討されています。また、高齢福祉分野では介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの五つのサービスを、一体的に受けられる支援体制（地域包括ケアシステム）について検討され始めました。どちらの施策も、キーワードは「地域で自分らしく暮らす」です。らいふの20年前の思いがいまだに叶えられていないことになり

ますが、国の諸事情も含め、全国一斉に動き出しました。

さて、らいふのもうひとつ大切な思いは施設を利用している人の地域移行です。精神科病院から地域移行する場合、地域移行支援という制度を使うと、地域の相談支援専門員が病院へ伺い、ご本人に丁寧な説明を行った上で、ご本人の意向を確認します。そしてご本人に退院の意向があると、病院や地域の資源と連携して支援に取り組みます。ところが、知

的障がい、身体障がいの入所施設では地域の相談支援専門員が各施設を訪問し、ご本人の意向を確認することから始まる地域移行を行った事例は聞こえてきません。

愛光園においても施設が主導での地域移行は進めていますが、相談支援専門員の聞き取りから始まる動きには至っていません。

愛光園の願いは誰もが自分らしく暮らせることです。「共に生きる」実践、ま

もちの木園のとおき



毎年、デソーハートフルフレンド様がボランティアでもちの木園の草刈りに来てくださいます。今年も、デソー様、利用者、保護者、職員の四者が力を合わせて草刈りをやり遂げました。もちの木園のとおきは、そのときの写真です。



☆発達支援センター おひさま ☆

～おひさまってどんなところ？～

おひさまの通園部門には、毎日33名の子どもたちが通ってきます。子どもだけで療育を行っている単独クラス(もも組・ぶどう組・ほなな組)と親子で毎日通い療育を受けている親子クラス(いちご組)があります。今回は、中でもいちご組とぶどう組に焦点を当ててご紹介したいと思います。



すぐには
はりたくないぞー!



せんせいみて～



よしっ!はろう!

いちご組(親子クラス)では、毎朝登園してから、先生と保護者の方と一緒にシール貼りを行います。シール貼りとはい、日付のところに、シールを貼りながら、親子のやりとりをすることで、親子の信頼関係に繋がるように取り組んでいる活動です。毎朝笑顔溢れる場面でもあります。子どもによっては、シールを貼る枠を大きくしたり、シールのサイズを変えたりと、保護者の方と担任もやりとりしながら取り組んでいます。4月当初は、座ることをとっても拒否して、シールを持つことも嫌だったK君ですが、お母さんの膝の上なら安心して、貼ることを受け入れてくれるようになりました。貼ることが行えるようになっただけでなく、やりとりも楽しめるようになってきました。子どもたちのタイミングを待って、“たのしい”“うれしい”と一緒に感じています。保護者の方が楽しく、主体的に関わることができるように、担任は保護者の方ともやりとりを大切にしながら療育を行っています。

ぶどう組(単独クラス)では、自由遊びの中で様々なあそびを子どもたちに合わせて提供しています。お部屋にある玩具では物足りない子には、手作り玩具をつくり、その子が楽しめる玩具を保護者の方と一緒に考え用意しています。また、一人遊びが多かった前期から、後期に入りお友だちの遊びが気になり始め、同じあそびをしようとして近くにいたり、「せんせい～」と担任を誘って、一緒にあそんだりという姿も出てきました。コミュニケーションを取ることが難しい子ども達ですが、子ども同士の刺激を受けながら、あそび方や先生への伝え方を学んでいます。

子ども同士、やりとりが上手く伝わらず涙を流す時もありますが、想いを相手に伝える経験も大切にして、先生と一緒に想いを伝えています。その後、悲しい想いも嬉しい想いも先生にたくさん受け止めてもらうことで、また一つ大きくなっていけるといいなと思いながら、療育を行っています。



ほくのすきなおもちゃ



せんせいがつくって
くれたんだ

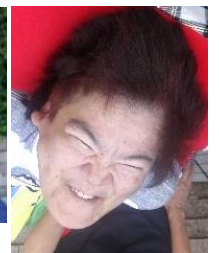
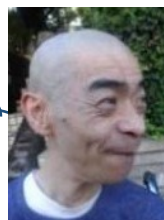
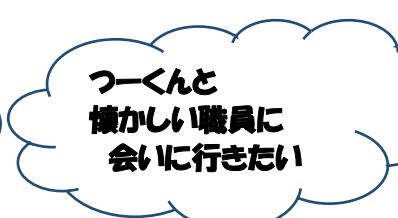


せんせい
いっしょにあそぼー

今回は、単独クラスは1クラスのみご紹介となりましたが、どのクラスも心がけていること、大切にしていることは同じであり、小さな集団生活の中で、子どもの成長・発達を促せるよう、療育を行っています。特に、人への信頼感を育み、人を好きな子どもになってほしいと願っています。また、子どもたちへの支援と同様、家族(親子・きょうだい・祖父母等)への支援にも力を入れています。親子クラスでは毎日療育を共に行っていく中で、単独クラスでは週一回の親子通園日において、子どもの姿を共有しながら、お母さん・お父さんが主体となって子育て出来るように、支援を心がけています。これからも、保護者の方と様々な思いを共有しながら、子ども達の療育を行っていきたいと思います。

のぞみの家40周年企画 夢プロジェクト ～ 夢は叶えるためにある～

40周年夢プロジェクトは、住人さん一人ひとりの夢を何か一つ叶えられたらいいなと思い始めました。日頃から、あんなことやこんなことがしたいと夢を話す住人さん。住人さんの夢は、驚くような夢からほんわかした夢までとさまざまです。夢に大きさや年齢は関係ない。夢はいつでも叶えることができる。夢は叶えるためにあるのだ。気づけば突っ走り気味で始まったのぞみの家夢プロジェクト。少しでも住人さんの夢を実現できたらと思い日々邁進しています。





乗鞍の山に登りたい



おしゃれをして出かけた



バケツフリンを食べてみたい



歌舞伎が見たい



「共に生きる」仲間として
ボランティア・就職希望の方を
募集しています。

私たちと一緒に夢を叶え
ませんか？

<ひかりのさとのぞみの家>

TEL 0562-83-9938

2016年8月より夢プロジェクトを開始して、今はもう第9弾となりました。今までの夢はNozomi Dream(夢新聞)として続々と発行し、ブログにもアップされています。住人さんと夢と一緒に考えている職員まで何だか楽しくなってしまう、誰の夢なのかわからない状態になることもしばしば(笑) 今後の予定は2017年夏まで決まっており、住人さんはどんどん夢を叶えています。今度は私の番？いつなの？まだかな？早く行きたい！また行きたい!!もっと行きたい!!!どんどん夢が膨らむ住人さん。次はどんな夢を叶えましょうね♪

社会福祉法人改革について

本部長 桑山 利和



平成28年3月31日社会福祉法とその関連法律が改正され、一部は施行されています。社会福祉法人の組織運営にかかわる部分は平成29年4月から施行されるので、各法人はその準備に追われています。

改革の経緯

社会福祉法人は、非営利・公益組織として公的規制(厳しい許認可条件・管轄庁による監査・実地指導など)を受ける一方、税制面での優遇や補助金などの支援を受けていました。

その社会福祉法人が、見直しを迫られています。

最初の改革の波は約15年前。「措置」から「契約」へと言われたものです。このとき介護保険制度や支援費制度、苦情解決の仕組みや成年後見制度が導入されました。

そして今回。NPO法人等と同じ福祉サービスを提供しながら、なぜ社会福祉法人だけが優遇を受けているのかという批判が巻き起こりました。さらに、税制優遇を受けているのに公益的な活動をしているのか、地域ニ-

社会福祉法人制度の改革(主な内容)

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付け
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

<厚生労働省 H28.7.8 社会福祉法人改革の施行に向けた全国担当者説明会 における資料より>

ズに対応しているのか、情報開示が不十分で何をしているかわからない、お金を貯めこんでいるのではないか、一部の役職者が好き勝手なことをしているのではないかとという批判もありました。

批判は、悪意に満ちたもの、誤解、大多数のまじめな法人には当てはまらないものもありますが、真摯に受け止めなければならない指摘もあります。

改正の内容

大きく2つあります。社会福祉法人制度改革と福祉人材確保の促進です。

社会福祉法人制度は、6ページの図のとおりです。

福祉人材の確保の促進は、人材確保の取り組みの強化などが謳われていますが、実効性はどうでしょうか。退職金制度では、むしろ補助が減っています。

愛光園の取り組み

1のガバナンスの強化は、ご利用者のみなさんには直接かわからないかもしれませんが。ただ評議員の役割が、学識経験者や地域の方などの意見をうかがうものから大きく変わりました。そこでご利用者やご家族、地域の方からご意見をうかがい法人経営に活かす機関として、運営協議会を設けます。職員にとっては、様々な手続き・ルールが明確になりますが、それをきちんと守ることがこれまで以上に求められます。会計監査人については、愛光園は残念ながら当対象外です。会計監査人の監査を受けるのは事務手続きが煩瑣で経費もかかりますが、今後の法人事業の展開を考えると、受けられるようになりたいと思いません。

2の情報開示は、財務諸表や事業計画・報告も公開しています。ただこれまで良い取り組みをしても、法人外部どころか、内部にも伝わっていません。よく言えば奥ゆかしく、悪く言えば宣伝下手。これまで以上に皆さんにわかりやすく情報提供をしていきます。

3の財務規律について。役員報酬は、交通費も含めて、これまで支払っておらず全くの無償でした。今後の役員等の責任の重さを考え、わずかでも支払うようにしていきます。内部留保等については、残念ながら愛光園にはありません。計画的な修繕・施設設備の更新にむけて資金を積み立てていきます。

4の公益的責務については、愛光園は、地域の方を含め目の前のご利用者のニーズに応じて、ある制度は利用し、ないものは作って対応してきました。これからも同じように取り組んでいきます。ただ現在の一番の課題は人材の確保です。事業展開どころか、現在の事業の維持も難しくなっています。ぜひ人材の紹介をお願いします。

5の行政の関与は、実地指導・指導監査の担当者によって指導内容が異ならないよう期待したいところです。

制度は時代によって変わっていきます。制度に翻弄されず、「誰もが人としての尊厳が守られ、安心して共に生きる社会を作ります」との理念を見失わないよう取り組んでまいります。今後とも一層のご指導・ご鞭撻をお願いします。



第12回 社会福祉法人愛光園 実践発表会・老人保健施設相生開設20周年記念講演会 開催のご案内

多くの皆様からの日頃のご支援に感謝を込めて、今年度も実践発表会を開催させていただきます。また、同日午前中に老人保健施設相生が開設20周年を迎えましたことを記念して講演会を企画いたしました。

相生20周年記念講演会では、国立長寿医療研究センターの遠藤英俊氏による「明るい長寿社会をめざして」と題するご講演の後、介護予防・認知症予防に関するパネルディスカッションを行います。

引き続き午後は、第12回実践発表会となります。テーマを「切れ目のない支援～ライフステージを通して～」と設定しました。福祉は制度別、年齢別に「縦割り」になっていることが多く、場合によっては、サービスの体系が変わってしまうなど切れ目ができてしまう課題があります。今回は実践事例を検証することでその課題を明確化し、より良い流れのある支援につなげたいと願っています。また、一方的な発表とせず、来場者とディスカッションすることでさらに議論を深めていく形とします。ご来場の皆様と共に、会場が一体となって活発な意見交換をできれば幸いです。

是非、お誘いあわせのうえ、ご参加くださいませようご案内いたします。

<相生開設20周年記念講演会> 午前10時～12時
 テーマ「あなたと共にあたたかい未来へ」

第1部 基調講演

講演 「明るい長寿社会をめざして」

講師 国立長寿医療研究センター 遠藤 英俊 氏

第2部 パネルディスカッション

ー パネリストー

・国立長寿医療研究センター 遠藤 英俊 氏

・シンクロナイズドスイミング

北京オリンピック出場 松村 亜矢子 氏

・東浦町高齢者相談支援センター 高見 靖雄 氏

<第12回実践発表会> 午後1時～3時

テーマ「切れ目のない支援 ライフステージを通して」

発表事業所：①おひさま、②ひかりのさとファーム・らいふ・こぶし・もちの木園・地域居住サポートセンター等の連携事例

日時：平成29年2月25日 (土)

午前10時～12時、午後1時～3時

場所：あいち健康の森プラザホール(参加費無料)

知多郡東浦町大字森岡字源吾山1-1

主催：社会福祉法人愛光園 ひかりのさとの会

* 申し込み先：社会福祉法人愛光園 法人本部

FAX 0562-83-4344

* お問い合わせは、総務・深谷まで (TEL 0562-83-9835)

参加申込書

代表者ご連絡先：氏名

(TEL)

ご所属等	お役職等	お名前	フリガナ	午前	午後

参加申し込みは平成29年1月27日 (金) までに、FAXにてお申込み下さい。(切り取り不要、この用紙のままで結構です。)

ひかりのさと案内図

- ▶ JR東海道線大府駅下車、タクシー(15分)が便利です
- ▶ 東浦町営バス(うらら)停留所「相生の丘」から徒歩2～5分

